

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査について

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

健康医療局医療危機対策本部室長

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査について（通知）

日ごろから本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症にかかる「行政検査」の対象者としては、感染症法第15条第1項・第3項第1号より対応していただいているところです。

令和2年7月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて」の中で、行政検査の対象として、「特定の地域や集団、組織等において、関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者」も該当すると明示されました。

本県においても、医療機関・福祉施設、学校・幼稚園・保育所、市中クラスター連鎖が生じやすい場所等の感染リスクの高い場所や人については、対象場所の希望を考慮した上で、濃厚接触者以外にも検査対象を拡大し、速やかに実施していくこととなりました。つきましては、貴会会員への周知について、御協力お願いいたします。

なお、上記の検査対象は、濃厚接触者に対する検査とは別のものとして行うものであり、濃厚接触者として取り扱うことはしない（14日間の健康観察の対象としない）こととしております。ただし、検査後2週間以内に健康状態が悪化したときは速やかに報告するよう求めるとともに、報告があったときは、速やかに再検査を行うこと、当該検査は陰性を証明するものではないこと等を対象者に説明していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

また、公益社団法人神奈川県病院協会あて、別途通知しておりますことを申し添えます。